

平成28年度東海農政局 農地中間管理事業表彰受賞事例

1 事業地区表彰

県	地区等名称	ページ
岐阜県	岐阜市上城田寺地区	1
岐阜県	垂井町表佐地区	2
岐阜県	郡上市下栗巣地区	3
三重県	朝日町柿地区	4
三重県	明和町有爾中地区	5
三重県	伊賀市西湯舟地区	6

2 事業調整員表彰

県	事業調整員名称	ページ
岐阜県	高山市就農支援協議会	7
三重県	伊賀市人・農地プラン検討会議	7

平成28年度東海農政局農地中間管理事業表彰

岐阜県岐阜市上城田寺(カミキダイジ)地区

1 上城田寺地区の概要

- ・上城田寺地区は岐阜市の北部に位置し、平坦地で農地面積が49haとなっており、水田農業（水稻、麦、大豆）が営まれている他、柿が栽培されています。
- ・当地区では、法人化した集落営農組織を担い手として位置づけ、利用権設定や特定農作業受託により、その法人に農地の集積を進めてきました。
- ・平成26年度に農地中間管理事業が創設されたことを機に、農政推進委員会が中心となり、地区内農家に対する機構事業の説明等を行い、新たな貸付農地の掘り起こしを行いました。
- ・この結果、担い手への農地の集積（集積率34%→48%）及び集約化（1団地平均面積1.5ha→3.4ha）が図られました。

※農政推進委員会：岐阜市が各種の農業関係活動を行うため、市内を31地区に分け地区毎に農政推進委員会を設置。農政推進委員は市長と農業委員会長が委嘱することとなっており、現在284名を配置。

2 機構の活用状況(農地利用図)



3 機構事業活用のポイント

- ・農政推進委員会が市と連携し、地区内農家に対し農地中間管理事業の内容や活用のメリットについて、説明会や個別相談を通じ丁寧に説明を行いました。
- ・地域において信頼されている農政推進委員会が説明等を行った結果、機構への農地貸付に対する抵抗感が無くなり、円滑な事業活用につながりました。
- ・事業活用に向けた農政推進委員会等の働きかけをきっかけに、地区内農家による今後の農地利用についての話し合いが行われ新たな集積(7.1ha)につながりました。

《岐阜県》

岐阜市は、濃尾平野の北部に位置する県庁所在地です。水稻を中心とした土地利用型農業が展開されている他、果樹や野菜が栽培され、畜産も盛んです。



岐阜市

【岐阜市の人と農地のデータ】

- ・農業経営体数：3,129経営体
(うち認定農業者134経営体)
- ・耕地面積：3,989ha
(うち田2,949ha)
- ・荒廃農地面積：16.2ha
- ・人・農地プラン：31プランを作成済み
(作成予定31プラン)

平成28年度東海農政局農地中間管理事業表彰

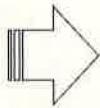
岐阜県垂井町表佐(オサ)地区

1 表佐地区の概要

- ・表佐地区は垂井町の最東端に位置し、農地面積は194haとなっており、平坦な優良農地が連担する水田農業地帯です。水稻、麦、大豆の輪作体系による土地利用型作物を中心とし、転作野菜（ブロッコリー、ねぎ）も栽培されています。
- ・農地中間管理事業が創設されたことを契機として、平成27年11月に地区内担い手などを構成員とする「表佐地区農地集積協議会」を組織し、農地の集積・集約化を目指しました。
- ・地区内農地の5割となる97.5haについて農地中間管理事業が活用され、担い手への農地の集積（集積率62.3%→63.7%）及び集約化（1団地平均面積1.1ha→1.3ha）が図られました。

2 機構の活用状況(農地利用図)

《活用前》



《活用後》

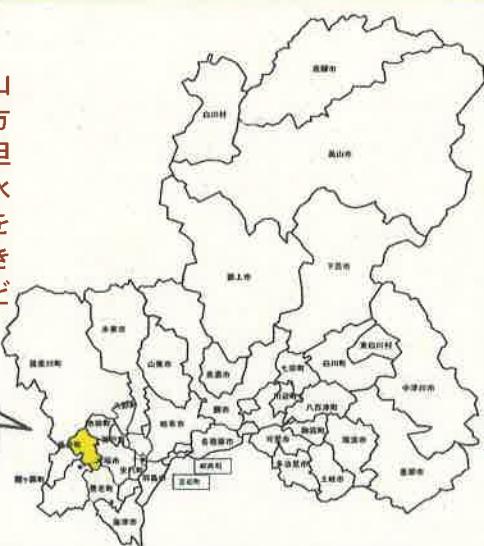


3 機構事業活用のポイント

- ・表佐地区では、担い手の生産性の向上及び耕作放棄地の発生防止を目的に、農地中間管理事業活用による農地集積を推進するため、地区農業委員や地区内担い手、JAなど農業関係者を構成員とした表佐地区農地集積協議会を設立しました。
- ・同協議会では、地区内農家124戸への全戸訪問を行い制度を周知するとともに、各農家の今後の意向を確認し、農地中間管理事業の活用に結びつけました。
- ・また、農業委員会が作成した農地の集積状況マップを活用し、話し合いを重ねたことにより、農地の集約化につなげました。

〈岐阜県〉

垂井町は、3方を伊吹山系等の山に囲まれ、東方は濃尾平野に連なる平坦地が広がっています。水稻・麦・大豆の水田作を中心に、野菜、茶、花き栽培や肉用牛の畜産などが行われています。



垂井町

【垂井町の人と農地のデータ】

- ・農業経営体数：401経営体
(うち認定農業者28経営体)
- ・耕地面積：1,060ha
(うち田929ha)
- ・荒廃農地面積：2.4ha
- ・人・農地プラン：6プランを作成済み
(作成予定6プラン)

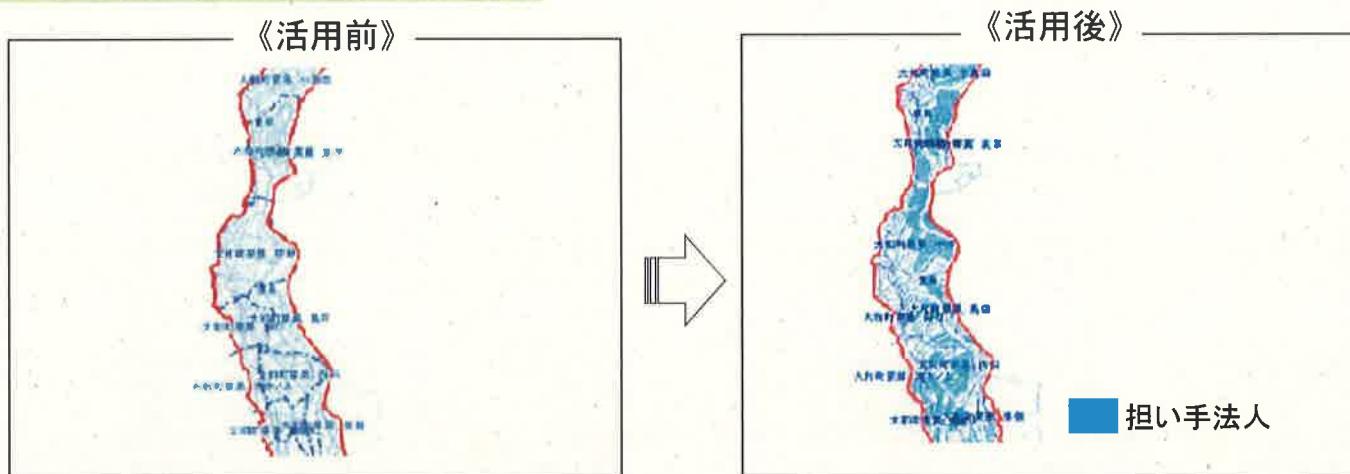
平成28年度東海農政局農地中間管理事業表彰

岐阜県郡上市下栗巣(シモクリス)地区

1 下栗巣地区の概要

- 下栗巣地区は郡上市の中央部に位置する中山間地で、農地面積は田23.2ha、畑3.1ha、作物は、水稻11ha、そば2haとなっており、その他の品目は自家用野菜となっています。
- 地区内の農家は自己完結型の農業経営となっていましたが、地区農業の将来に危機感を抱き話し合いを重ね、平成27年10月に農事組合法人ファットリエ栗巣（組合員27名）を設立しました。
- 法人の設立により担い手が確保され、農地中間管理事業を活用し、この法人に農地11.8haが集積されました。

2 機構の活用状況(農地利用図)



3 機構事業活用のポイント

- 地区農業の将来を見据え、下栗巣地区農事改良組合の役員が中心となり話し合いを行うとともに、市、県、JAの協力を得て、農家の営農意向を把握するアンケート調査（世帯主と後継者の両方）を行いました。
- また、5年以内に耕作できなくなるとされた農地を図示することにより、将来の地区農業について具体的な話し合いを行いました。
- その結果、将来の地区農業の方向性が共有され、農地集積に関する合意形成が図られ、40才代の移住者も構成員とした法人を立ち上げることができました。
- 農地中間管理事業を活用して得た協力金を法人の出資金に充当することにより、参加農家は実質負担なく法人を立ち上げることができました。



【(農)ファットリエ栗巣設立総会】

《岐阜県》



【郡上市の人と農地のデータ】

- 農業経営体数：1,697経営体
(うち認定農業者 133経営体)
- 耕地面積：2,920ha
(うち田 2,140ha)
- 荒廃農地面積：6.7ha
- 人・農地プラン：15プランを作成済み
(作成予定23プラン)

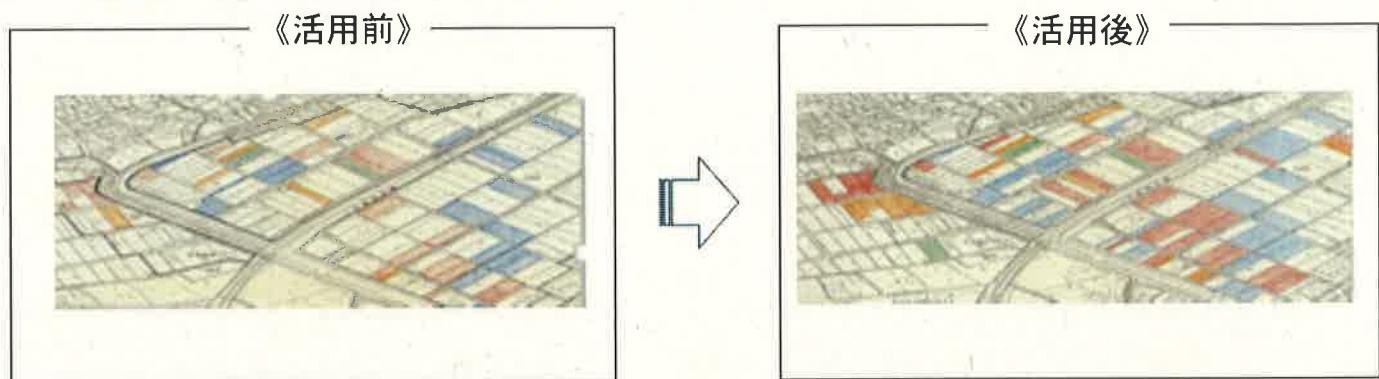
平成28年度東海農政局農地中間管理事業表彰

三重県朝日町柿(カキ)地区

1 柿地区の概要

- ・柿地区は朝日町の南部に位置する市街地に近接した水田地帯で、農地面積は43.2ha、主要な作物は水稻と麦です。
- ・人・農地プランは町全域を範囲としており、5人の担い手が中心経営体に位置づけられ、この中心経営体に農地が集積されています。
- ・町が、事業説明会、地区別座談会等を開催したところ、柿地区がいち早く農地中間機構事業に取り組むこととなり、この結果、地区内農地の担い手への集積（集積率35%→55.6%）及び集約化（1団地平均面積2.2ha→3.4ha）が大きく進展しました。

2 機構の活用状況(農地利用図)



3 機構事業活用のポイント

- ・地区内の農地利用調整を行うため、全地権者と耕作者で「柿地区農家組合」を組織し、農地中間管理事業の活用に向けた話し合いを行いました。
- ・地区内の5名の担い手が、月1回の話し合いとともに勉強会を行っており、農地集積に向けた利用調整について柿地区農家組合と連携を図りながら進めました。
- ・地域集積協力金の使途については、出し手と受け手が十分に話し合い、揚水ポンプの電気代等に充てることとし、地区の農業の維持・発展に活用されることになりました。
- ・柿地区での先行した取組みにより、町内の他の3地区で合計24.3haの農地において、農地中間管理事業が活用されるなど波及効果も見られています。

《三重県》



朝日町は、平坦部においては水稻を中心とし、小麦、露地野菜の栽培、施設園芸が行われ、また、丘陵部においては果樹(みかん)、たけのこ、椎茸栽培が行われています。

朝日町

【朝日町の人と農地のデータ】

- ・農業経営体数: 67経営体
(うち認定農業者数5経営体)
- ・耕地面積: 126ha
(うち田102ha)
- ・荒廃農地面積: 1.6ha
- ・人・農地プラン: 1プランを作成済み
(作成予定1プラン)

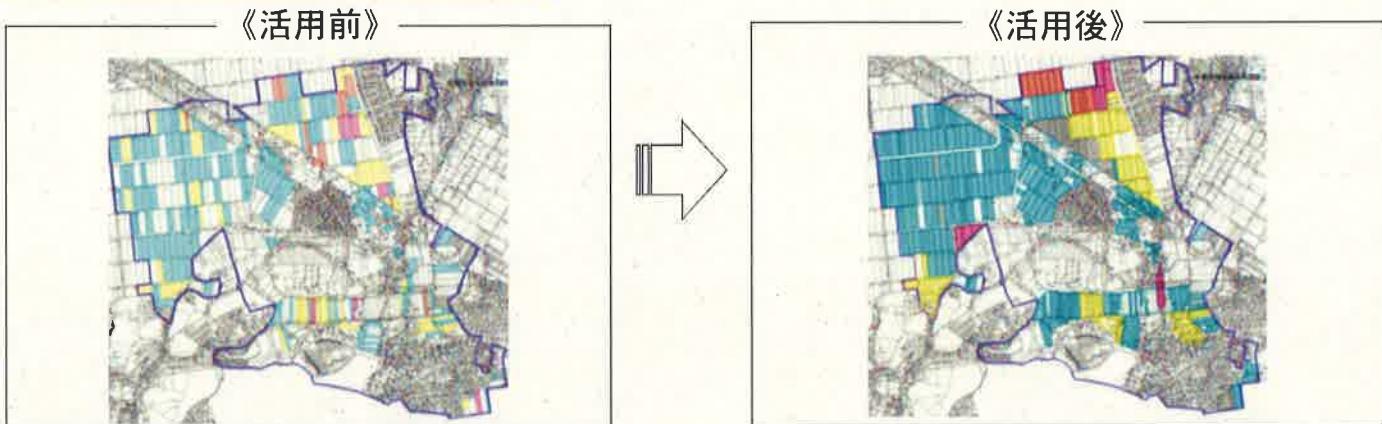
平成28年度東海農政局農地中間管理事業表彰

三重県明和町有爾中(ウニナカ)地区

1 有爾中地区の概要

- ・有爾中地区は明和町の南東に位置し、農地面積は約74ha、水稻・小麦・大豆の作付けを中心とした水田地帯です。
- ・町単独事業（農地集積に際し、受け手・出し手双方へ面積に応じて補助金を交付する事業）の実施により、地域内の担い手である5人の認定農業者（2法人、3個人）への利用集積は進んでいましたが、分散錯囲の状況にあり集約化を進める必要があったため、農地中間管理事業を活用した農地の集約化を目指しました。
- ・地区の農地所有者と担い手農家が綿密な話し合いを重ねた結果、担い手毎にゾーニングが行われ、担い手に効果的な集積（集積率60%→80%）及び集約化（1団地平均面積1ha→2.2ha）を実現することができました。

2 機構の活用状況(農地利用図)



3 機構事業活用のポイント

- ・分散錯囲の解消に向けて地区内の農地所有者と担い手農家による話し合いを、町と自治会役員の協力により徹底して行いました。
- ・また、自治会役員が地区内の相続手続未済地の相続人に対して説明を行い、事業参加の同意を得るなど、事業活用に向けた取りまとめに尽力しました。
- ・地域集積協力金の使途については、地区内で話し合いを重ね、今後導入されるパイプライン整備の費用に充てることとし、地区の農業の維持・発展に活用されることになりました。

《三重県》



【明和町の人と農地のデータ】

- ・農業経営体数：631経営体
(うち認定農業者48経営体)
- ・耕地面積：2,050ha
(うち田1,680ha)
- ・荒廃農地面積：47.9ha
- ・人・農地プラン：2プランを作成済み
(作成予定3プラン)

平成28年度東海農政局農地中間管理事業表彰

三重県伊賀市西湯舟(ニシュブネ)地区

1 西湯舟地区の概要

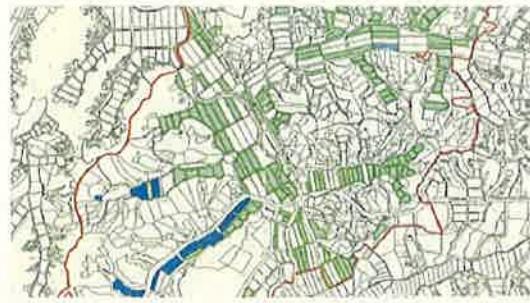
- ・西湯舟地区は伊賀市の北東部に位置し、農地面積95ha、谷地田が点在する中山間地域であり、1日の気温差が大きく良質米の産地です。
- ・兼業農家により地域農業が維持されてきましたが、高齢化にともない地域農業の将来に不安を感じたことから、地区内農家により人・農地プランの話し合いを重ねました。
- ・話し合いの結果、これまで麦の作業受託を行っていた集落営農組織を平成26年3月に法人化し、既に入り作っていた担い手と併せた2法人に、農地中間管理事業を活用し30.3ha（集積率3%→32%）の農地集積を図りました。

2 機構の活用状況(農地利用図)

《活用前》



《活用後》



3 機構事業活用のポイント

- ・人・農地プランの話し合いを契機に、地区のことは地区自身で守るという考え方を地区内で共有し、地区委員・農業委員や市・農業関係機関OBが中心となり徹底した話し合いを進め、実行性のある人・農地プランの見直しにつなげました。
- ・集落営農組織の法人化を図り、担い手を確保するとともに、これまで作業受託していた農地を含めて、農地中間管理事業を活用して法人に農地を集積しました。
- ・地域集積協力金の使途については、出し手と受け手が十分に話し合い、集落営農法人の規模拡大に備え農業機械等の取得経費に充当され、地区農業の振興に活用されました。

《三重県》

伊賀市



伊賀市は、鈴鹿山系等に囲まれた盆地にあり、丘陵地が多い中山間地域です。1日の気温較差が大きく、古くから良質米の産地として知られています。

【伊賀市の人と農地のデータ】

- ・農業経営体数：3,387経営体
(うち認定農業者235経営体)
- ・耕地面積：7,450ha
(うち田6,290ha)
- ・荒廃農地面積：354.8ha
- ・人・農地プラン：23プランを作成済み
(作成予定100プラン)

平成28年度東海農政局農地中間管理事業表彰

高山市就農支援協議会

1 概要

- ・高山市就農支援協議会は、平成24年8月9日に設立され、現在までに145名（うち17名が移住者）の新規就農を支援してきました。同協議会は、定期的（月1回）に担当者会議を開催して構成員間の情報共有を行いながら、新規就農者の育成・確保の活動を展開しています。
- ・新規就農希望者の就農に当たっては、農地の確保が大きな課題ですが、これを解決するため同協議会は農地中間管理事業の活用に向けた調整活動を実施するとともに、適時の円滑な就農を可能とするため、農地中間管理機構による中間保有機能の活用を提案しました。
- ・その結果、機構事業により6.6haの農地を7経営体（うち6経営体が新規就農者）に結びつけました。

2 取組のポイント

- ・同協議会は、県・市・JAひだ・農業委員会・指導農業士会・認定農業者連絡協議会・学識経験者等で構成され、高山市の新規就農者の育成・確保のためのトータルな活動の中に、機構事業の活用を前提とした農地の確保を位置づけ、調整活動を実施しました。
- ・同協議会では、地権者交渉に当たり、出し手のメリット（機構集積協力金等）を提示しつつ粘り強い交渉により合意を得ました。
- ・また、地権者と就農予定者の間で農地の貸借条件の調整を行いました。



【機構事業を活用し新規就農者に転貸された場】

伊賀市人・農地プラン検討会議

1 概要

- ・伊賀市人・農地プラン検討会議は、人・農地プランの作成・見直しに向けた取組を構成機関が連携し総合的に支援すること及び、集落・地域で話し合われた内容を基に作成されたプラン原案の妥当性等を審査・検討するために平成24年6月に伊賀市が設置しました。
- ・特に、農地中間管理事業が始まった26年度からは、機構事業を活用した人・農地プランの実行を推進しています。
- ・同会議の事務局である伊賀市農林振興課では、「プランは、地元の人たちが作り、自らが守るもの」との方針の下、関係機関への連絡調整を行うとともに、地元への農地中間管理事業の説明や代表者への指導・助言を粘り強くかつきめ細かく行いました。
- ・この結果、平成27年度は10の人・農地プランに基づき、323haの農地を機構事業の活用に結びつけました。

2 取組のポイント

- ・同会議は、JA、農業委員会、認定農業者協議会等の市内における全ての農業関係機関で構成されており、明確な役割分担の下、機構事業活用を前提とした人・農地プランの作成・見直しを推進してきました。
- ・同会議は、実質的な話し合いの単位である集落を基本に集落主導の話し合いを推進するとともに、話し合いの深度が深まるよう、指導・助言と進捗管理を実施しました。
- ・また、話し合いに当たっては、各人・農地プランエリア内の農地一筆毎に今後のあり方について検討を行い、実効性のあるプランとなるよう助言してきました。



【農地中間管理事業説明会の様子】